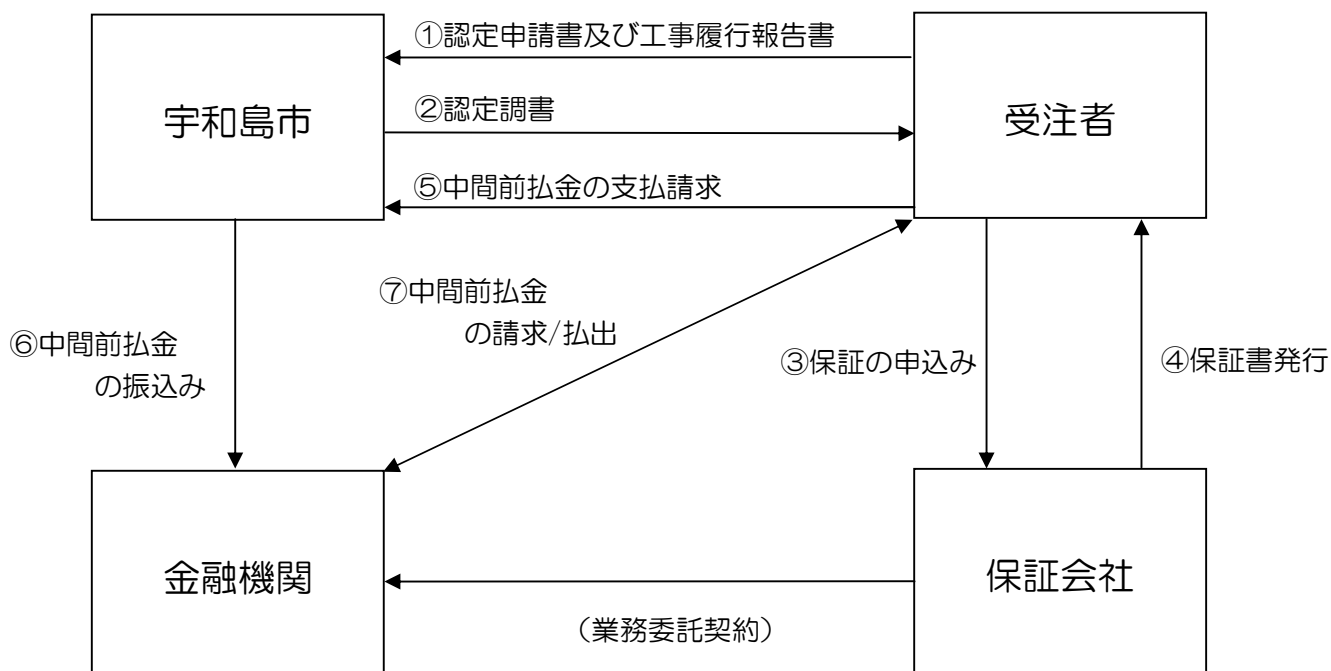


中間前金払に係る手続きの流れ



① 中間前払金を請求する受注者は、「[中間前金払認定申請書（様式第1号）](#)」（以下「申請書」という。）、「[工事履行報告書（様式第2号）](#)」（以下「報告書」という。）を工事担当課に提出する。

②～③ 要件を具備している認定を受けた受注者は、「中間前金払認定調書（様式第3号）」をもって保証会社に保証申込を行う。

④～⑤ 保証証書ができた後、受注者は、[請求書](#)（市指定様式）、保証証書を工事担当課に提出し、中間前払金の請求を行う。

⑥ 請求後 20 日以内に受注者の預託金融機関へ中間前払金を振り込む。